

5 部落問題に対する基本姿勢について

占領期の部落問題について検討する時、総司令部が部落問題をどのように認識し、どのような基本的な姿勢をとっていたのかを明らかにすることは根本にして究極の課題であり、最大の関心事でもある。

従来、総司令部は部落問題について「無認識」(『部落問題事典』)、「黙殺」(原田伴彦『被差別部落の歴史』)、ないし「無視」(鈴木二郎『現代社会と部落問題』)したとの評価が一般的であり、とくに部落解放運動の当事者からは総司令部は同和行政を「禁止」したとの回想がのべられている。しかし、総司令部側の関係者は、こうした意見には否定的である。

今のところ、総司令部が部落問題については文書で日本政府に対して覚書などを出したことを示す資料はない。とすれば、具体的にいつ、どのような問題について総司令部がどう対応したのか、その事例を可能な限り積み上げていくことが必要となるだろう。またその際、総司令部のどの

特集1

部落問題に対する基本姿勢について

部局、どの課・係の誰がどのような意見をのべ、それが総司令部のなかでどの程度の重みを持っていたのかを、慎重に検討していく必要がある。

総司令部の姿勢を推測させるいくつかの資料はすでにある。たとえば、民政局内で新しい憲法の草案を起草した時、現第一四条には当初から「カースト」の文言があり、のちに「社会的身分」が挿入された。いずれも部落問題を念頭に置いたものであったことは、当時草案の起草にあつたペアテ・ゴードン氏の聞きとりなどから明らかである(渡辺俊雄「知られざる憲法制定史」『部落解放』第二七八号、一九八八年五月)。

ところで一九四七年三月、埼玉県のある団体からマッカーサー宛の請願書が埼玉軍政チームに送られてきた。同請願書の日本語原文の控えをハーバート・パッシン氏が所蔵されているが、これによると、団体名は「日本全国被圧迫

部落民連盟、日本監察保安隊」とあり、代表者は荻原佑介となつてゐるが、詳細は不明である。同団体は、前年一二月にも別の請願書を出してゐた。

右関係の資料は「A・R・ハッシー文書」に含まれており、そのマイクロ・フィルムは国立国会図書館に所蔵されている。後掲の資料のうち①②③にあたり、ハッシー文書の分類番号84-D(部落民)の一部である。

②からもわかるように、部落差別は粉砕しなければならぬとの強い意志が記されている。「CGT」は署名と思われるが、当時の電話番号簿からみて、地方行政課長のC・G・ティルトンの可能性がある。

また③によれば、民政局の特別補佐官であるリツォ(又はリゾー、のちに民政局長)は、単に法務のみならず、慣習として部落民が差別されることも問題としており、こうした部落差別を放置しているのは最高司令官の指示を遂行していないことになり、早急な是正が必要だとしている。やはりここでも、差別撤廃の強い意志が感じられる。

この場合、「そのような差別の禁止を命じた最高司令官の指示」が具体的に何を意味するのか不明だが、部落差別の残存が広く言えば占領政策に反することであり、問題解決の責任が日本側にあることを示しているのは、注目していいだろう。

同年七月、松本治一郎らは三重県の朝熊問題の解決を訴えて、民政局のハッシーと会見した。この事実はずでに『解放新聞』の記事によって周知のことであるが、やはりハッシー文書に関係資料が含まれている。後掲資料④⑤⑥で、ハッシー文書の分類番号85-B(市民的、政治的権利の侵害)の一部である。

『解放新聞』によれば、ハッシーは単に部落問題の調査特別委員会の設置だけを勧告したことになっているが、資料⑥によれば衆参両院に常設の人権委員会の設置もあわせて勧告していたこともわかる。日本側は部落問題にとどまらず、幅広く人権問題の取組みができなかったことにな

る。ケイデイス氏によれば、この勧告についてあらかじめハッシー氏と打合せをしたわけではないが、当時の民政局の意向に沿うものだったと考えてもらつていいとのことであり、総司令部の基本姿勢を考へるうえで不可欠の資料となる。

なお本資料の翻訳は今井ひろ子さんにお願ひした。文中()は訳語の英語原文を、「」は訳者の補注であることを示す。添付資料は省略した。

① 日本人の請願の伝達

埼玉軍政チーム

APO 二〇一

一九四七年五月一四日

主題：日本人の請願の伝達

宛名：ハッシー海軍中佐、民政局

連合国軍最高司令官総司令部

APO 五〇〇

1、同封の文書は、埼玉県の部落民グループ (the group of "Esa") の代表者である荻原氏よりわが司令部に送られてきた請願書である。

2、この問題は全国的な政策にからむものと考えられるので、貴官の情報と可能な限りの指示を得るために、この請願書を送付した。

3、この事態を処理する方法を示唆するような情報と指令を乞う。

司令官殿

ジョン・H・アーキユリア

(John H. Arculeer)

第一中尉、野戦部隊、副官

同封物：上述の通り

② 専用付箋への書込み

〔手書きのメモ〕

日本の被圧部落民 (Japanese Oppressed Villagers)

——日本におけるインドの被差別民 (Pariahs)

〔民政局専用付箋〕

一九四七年五月一六日

局長

行政執行官

次長

〈1〉 立案・作戦事務官長

ピッソン

〈2〉 リツォ

〈3〉 ハッシー

〈4〉 ロウスト

総務課

〈5〉 特別企画課

〈6〉 政治関係課

〈7〉 地方行政課

立法課

公職追放担当官

〈8〉 政務課

司法・法律課

〈8〉中央政府課

〔中略〕

OVER C.G.T. →

これを持ってきた軍政部の将校は、部落民(Eta persons)に対する広範な差別がまだ存在することを信ずる根拠があると云っている。R・H〔ハッシー〕

〔専用付箋の裏への書込み〕

我々が部落民に関して、あるいは部落民のために何をなそうが、この差別は続くであろう——しかし差別が顕在化した時にはいつも、我々はこれを粉碎しなければならぬ。C・G・T

③ フランク・リツオの覚書

一九四七年五月一九日

ハッシー海軍中佐への覚書

主題・同封の通信文に関するコメント

1、部落民(Eta)が依然として法的に、あるいは慣習として差別され続けているとすれば、日本の行政当局は、そのような差別の禁止を命じた最高司令官の指示の遂行を怠っているのであり、できうるかぎり速やかにこの状態を是正すべきである。

フランク・リツオ
特別補佐官

2、しかしながら、平等とは政治的、社会的、経済的な機

会の均等を意味しているのであって、部落民に階層としての特権を与える義務を行政の側に負わせるものでは決してない。それ故に、彼らの屠殺業、皮革業における排他的な基礎を復活させてほしいとの請願は、彼らの平等

を願う請願と矛盾する。

3、よって、以下のように勧告する。

a、この事実の調査。

b、部落民 (members of the "Eta" class) に法的にはもちろんのこと、慣習上においても平等を保障するための措置。

c、彼らにいかなる職業にもつきうる機会を保障すること。そしてそれには、彼らが奪われたとしている財産を再び獲得する、あるいは再び有償で買戻す機会をも含まれていること。

d、彼らが過去の職業を再び獲得する場合、彼らが結成したいかなる連合団体も、部落民にとって民主的かつ非排他的でなければならない。

4、この件は、民政局の記者会見で取り扱う適当な問題でもあることを提案する。

④ 解放委員会の請願

部落解放全国委員会

東京、日本

一九四七年六月二〇日

將軍閣下

我々はこのに、ここ日本において封建的な社会的差別のために最下層の社会的集団として虐げられてきた六千部落三百万人の名において、貴下の適切な判断を仰ぎ、ある問題を提起するものです。

それは、三重県渡会郡四郷村朝熊に存在する政治的な差別的な出来事です。

これに関して我々はすでに我が日本政府に対して、添付資料のとおりこれに関する文書を送ってこの問題の早急な解決のために適切かつ徹底した施策を実施するよう要求しました。我々は、貴下の深い御理解と我々に対する良き御指示が得られるようお願いいたします。

松本治一郎

部落解放全国委員会議長

(Chairman of National Committee

for Emancipation of Depressed

People ("ETA" Class))

⑤ ハウギの覚書

連合国軍最高司令官総司令部

民政局

一九四七年六月二〇日

民政局長宛覚書

主題・部落民(Eta)への差別

今朝翻訳が配達されたばかりの六月一四日付の『民報』報告によれば、一四〇家族、七五〇人の部落民が、選挙権や区長選挙への適格性、集会や会議へ出席する権利、共有林への入会、組合や協会・団体に参加する権利が否定され続けていると言っている。

これは三重県渡会郡四郷村朝熊でおきていると申立てられている。

『民報』によれば、部落解放全国委員会(the All-Japan Outcaste Community Emancipation Committee)の井元麟之を先頭とする代表団が六月一二日に片山首相を訪問して、差別待遇の撤廃を要求した。

この争いは一九三五年にさかのぼるが、当局による弾圧、水平社(the Outcasts's League)の指導者の逮捕、戦争の勃発などが、問題の解決を引き延ばしたと言われている。

ノート：CLK
 準備：HEW

ハウギ
 (O. I. Hauge)
 特別企画課長

すれば異議はないと伝えられた。
 アルフレッド R・ハッシー Jr
 特別補佐官

⑥ アルフレッド・ハッシーの覚書

一九四七年七月一〇日

記録用覚書

主題：四郷村朝熊における市民的権利の侵害

今日の午後、参議院副議長の松本治一郎が、三重県渡会郡四郷村朝熊における重大な市民の状態について署名者「ハッシー」のところへ相談にやってきた。事実は添付の請願(表A)の前に述べられている通りである。松本氏は、これは国会自身が十分関心を示すかもしれない問題だと助言され、こうした状況を調査するために各院に特別委員会を設置されるよう勧告された。同時に、各院が常設の人権委員会(civil liberties committee)を設置するよう示唆された。松本氏は、「上記の」示唆に同意した。彼は、速やかに両院でこの件を取り上げるよう提案した。彼は、自分に与えられた助言を報告しても異議がないかを尋ねた。彼は、それが単に勧告であることを明らかにしさえ